

2018 **5**
MAY
No.488

共済だより
E-Life

長野県市町村職員共済組合 <http://www.nagano-kyosai.jp/>

P.18-19

◎ 休日はどこ行く *Nagano style*

安曇野市

contents

- P.2 平成30年度事業計画と予算決定！
- P.5 短期給付の財政状況と特定保険料率
- P.8 公的年金制度のしくみ
- P.10 特定健康診査・特定保健指導 賢く活用しましょう
- P.12 ジェネリック医薬品の使用割合・
切替差額通知送付による削減効果
- P.20 被扶養者認定講座

平成30年度 事業計画と予算決定!

平成30年度事業計画および予算が、3月5日招集の第163回組合会で議決されました。

共済組合の概況(平成30年度末推計)

所 属 所	市 19 町 23 村 35	一部事務組合等 51	計 128	組 合 員 数	27,146 人
被 扶 養 者 数	24,196 人	任意継続組合員数	298 人	任意継続組合員被扶養者数	167 人
1人当たり平均標準報酬の月額	364,238 円 (374,728 円)				

()内は、短期給付および福祉事業に係る額

掛金・負担金等

1 短期および福祉

(単位:千分率)

区 分	掛 金			負 担 金			調整 負担金	公的 負担金
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業		
	短期分	介護分		短期分	介護分			
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	48.50	6.90	1.60	48.50	6.90	1.60	0.20	0.05
市町村長組合員 特定消防組合員								
長期一般職 組合員特別職	1.72			1.72				
市町村長長期組合員								
任意継続組合員	97.00	13.80						
特定健診等負担金	組合員1人当たり 264円							

2 厚生年金保険経理

(単位:千分率)

区 分	保険料	平成30年4月~8月			平成30年9月~平成31年3月		
		保険料率の内訳		公的 負担金	保険料率の内訳		公的 負担金
		組合員 保険料	負担金		組合員 保険料	負担金	
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)							
市町村長組合員 特定消防組合員	179.86	89.93	89.93	39.0	183.00	91.50	91.50
長期一般職 組合員特別職							
市町村長長期組合員 継続長期組合員							

(注1)70歳未満の組合員が納付対象となります。

(注2)長期組合員・市町村長長期組合員は、65歳以上70歳未満で一定の障害があることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた組合員のみ納付対象となります。

3 退職等年金経理

(単位:千分率)

区 分	掛 金	負 担 金
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	7.5	7.5
市町村長組合員		
特定消防組合員		
長期一般職 組合員特別職		
市町村長長期組合員 継続長期組合員		

4 経過的長期経理

(単位:千分率)

区 分	公務等給付に係る負担金
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	0.1035
市町村長組合員 特定消防組合員	0.1035
長期一般職 組合員特別職	
市町村長長期組合員 継続長期組合員	

5 追加費用率

(単位:千分率)

	厚生年金分	経過的長期給付分
長野市	17.9	2.0
松本市・上田市	17.8	1.9
岡谷市・飯田市	18.1	2.0
諏訪市	19.1	2.1
上記以外	17.8	1.9

6 業務経理

組合員1人当たり 18,080円

各経理の収支予定

(単位:千円)

経理名	区 分	収 入	支 出	当期利益金 (△当期損失金)	利益剰余金 (△欠損金)
短期経理		19,212,509	18,779,440	433,069	1,989,037
厚生年金保険経理		36,195,400	36,195,400	0	0
退職等年金経理		2,312,510	2,312,510	0	0
経過的長期経理		249,716	249,716	0	0
退職等年金預託金管理経理		37	37	0	0
経過的長期預託金管理経理		14,962	14,962	0	0
業務経理		542,736	542,677	59	262,310
保健経理		511,911	660,662	△148,751	1,088,632
宿泊経理		0	6,219	△6,219	36,207
貸付経理		24,661	23,574	1,087	691,139
物資経理		28,946	25,326	3,620	223,413



短期経理

短期給付財源率…据え置き 97.00%
介護保険財源率…引き上げ 13.80%

短期給付は、医療給付費や高齢者医療制度への納付金等に必要な費用を賄うため、財源は、掛金および地方公共団体からの負担金等としています。

支出については、医療給付費・高齢者医療制度への納付金等とともに増加することが見込まれ、収入については、標準報酬の月額等の増額により掛金・負担金等の増加が見込まれるため、短期給付財源率を97.00%に据え置きました。

介護保険は、介護給付費納付金が増加したため、介護保険財源率を12.82%から13.80%に引き上げました。

厚生年金保険経理

厚生年金の組合員保険料・負担金、基礎年金拠出金に要する費用の公的負担金等に関する経理で、70歳未満の組合員の方が納付対象となります。

退職等年金経理

「退職等年金給付」(新3階部分)に係る掛金・負担金に関する経理です。

保険料率は地方公務員共済組合連合会の定款で定められ、上限は1.5%(労使折半)となります。

経過的長期経理

平成27年9月以前に決定された公務による障害・遺族年金等の負担金に関する経理です。



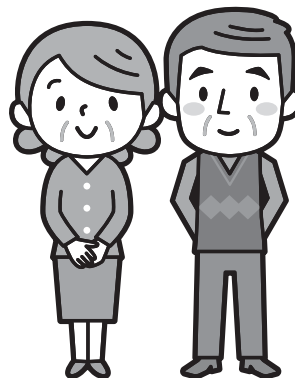
退職等年金預託金管理経理

平成30年度から貸付経理への貸付金を管理運用

この経理は、平成30年度から新たに全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理(年金資金)からの預託(借入)を受け、貸付経理への貸付金に係る預託金の管理運用を行います。

貸付経理への貸付金に係る資金については、退職等年金預託金管理経理からの貸付を基本としますが、同連合会の退職等年金経理に十分な資金がないことから、当分の間は、経過的長期預託金管理経理からの貸付と併用して行います。

平成30年度末における資産総額は、貸付経理への貸付金と預金を合わせて約3億4千万円を見込んでいます。



経過的長期預託金管理経理

貸付経理への貸付金・縁故地方債を管理運用

この経理は、全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理(年金資金)からの預託(借入)を受け、貸付経理への貸付金と縁故地方債に係る預託金の管理運用を行っています。

平成30年度末における資産総額は約18億7千万円を見込んでいます。内訳は貸付経理への貸付金が約15億2千万円、縁故地方債が約1億4千万円、預金等が約2億1千万円となっています。

業務経理

組合員1人当たり
事務費負担金…… 18,080円

共済組合の事業に必要な人件費、その他短期給付・長期給付等、組合運営に必要な諸経費は、地方公共団体からの事務費負担のほか、短期経理および厚生年金保険経理・経過的長期経理からの繰り入れによって賄うことになっています。

平成30年度の組合員1人当たりの事務費負担金は、年額18,080円となります。

内訳として、地方公共団体からの事務費負担額は12,090円、短期経理からの繰入額が2,410円、厚生年金保険経理・経過的長期経理からの繰入額が3,580円となります。

引き続き事務処理の効率化に努め、業務運営に当たり、経費節減を図って参ります。



保健経理

特定健康診査の受診および
特定保健指導の利用をお願いします。

保健経理では、組合員および被扶養者のみなさんの健康保持・増進を図るため、人間ドック等の各種検診助成を行っています。

また、40歳以上75歳未満の被扶養者のみなさんの特定健診費用は、共済組合が全額負担しています。

特定保健指導についても、対象となった組合員および被扶養者のみなさんの保健指導費用を共済組合が負担する等、利用しやすい環境づくりに努めていますので、健康管理のため、積極的にご利用ください。

貸付経理

貸付事業をご利用ください。

貸付事業では、組合員のみなさんが必要とされる資金の貸付を行っています。住宅の新築、購入、修理等の費用、自動車や電化製品等の購入費用、入学や修学に係る費用等、それぞれの用途に応じて資金を借入れることができます。

償還は給与からの控除となりますので手間がかかりませんし、償還の途中で元金の残高を手数料なしで一部または全額を償還することもできます。

また住宅資金を借入れる場合は、抵当権を設定する必要もありませんので、新築、改築等をご検討の方は、ぜひご利用ください。

今年度の貸付スケジュールや利率等は、22ページほか裏表紙の案内をご覧ください。

物資経理

平成30年度「ライフサポート年金」の
更新・新規加入の募集を行います。

遺族共済年金補完事業「ライフサポート年金」は、組合員およびその配偶者が万一(死亡・高度障害)となった場合にその遺族等に一定期間年金方式で保険金を支給することにより、公的遺族年金を補完し、生活安定や子供の教育費確保に寄与することを目的としています。

死亡・高度障害の保障のほか、附加制度として特定疾病保険金を給付する「重病克服支援プラン」、退職後も継続できる「退職後継続プラン」があります。

スケールメリットにより、少ない保険料で大きな保障が得られますので、多くの組合員のみなさんにご加入いただくことで安定した事業を行うことができます。

また、標準生命表の改定により、10月更新からライフサポート年金の掛金が引き下げとなります。この機会にコースの見直しや新規のご加入をご検討ください。

平成30年度(平成30年10月1日から1年間の保障)の更新、募集については、裏表紙をご覧ください。

短期給付の財政状況と特定保険料率

《 短期給付の収支は当期利益金が見込まれます 》

短期給付の収支状況は、平成29年度末推計で7億1,749万円の当期利益金が生じ、利益剰余金が15億4,123万円と推計されました。

平成30年度は、負担金・掛金154億6,471万円など収入全体で176億8,549万円が見込まれ、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金76億2,059万円など、支出全体で172億5,479万円見込まれます。

これにより4億3,070万円の当期利益金が生じ、利益剰余金は前年度と合わせ19億7,193万円が見込まれます。

平成30年度利益剰余金の内訳

欠損金補てん積立金
6億6,381万円

将来の欠損金の補てんに充てるための法定積立金。当該事業年度以前3事業年度における短期給付の平均請求額の10%に相当する金額



短期積立金
13億812万円

毎事業年度における決算上の利益剰余金



組合員と被扶養者のみなさんには、このような短期給付の状況によりご負担をおかけしますが、生活習慣改善による疾病予防、特定健診の受診、保健指導の利用やジェネリック医薬品の活用等による医療費の抑制に一層のご協力をお願いします。

高齢者医療制度の納付金等に係る特定保険料率は

48.33%

特定保険料率とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金、病床転換支援金に充てるための保険料率のことです。(右図)

これは、組合員のみなさんから掛金等でご負担いただく短期財源のうち、約50%が高齢者医療を支えるための支出となっているということになります。

高齢者医療制度の納付金等と財源率・特定保険料率の推移

(単位:千円)

	26年度	27年度	28年度	29年度(推計)	30年度(推計)
老人保健拠出金	86	86	67	43	0
退職者給付拠出金	614,666	308,077	185,400	183,387	63,147
前期高齢者納付金	3,595,730	4,057,308	3,719,753	3,976,691	4,343,444
後期高齢者支援金	2,952,384	2,997,955	2,971,202	3,148,216	3,277,150
病床転換支援金	0	0	17	18	18
計	7,162,866	7,363,426	6,876,439	7,308,355	7,683,759
(対前年度 増△減)	(417,798)	(200,560)	(△ 486,987)	(431,916)	(375,404)
財 源 率 (%)	86.40	90.80	90.80	97.00	97.00
特定保険料率 (%)	44.43	45.67	42.66	46.41	48.33

また、年々増加している後期高齢者支援金の加算・減算については、特定健診・保健指導や予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブ(減算)をより重視する仕組みに見直され、特定健診・保健指導の実施率に加え、保健指導の対象者割合の減少幅、がん検診・歯科健診、事業主との連携等総合的に評価が行われます。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

7月の被扶養者資格確認調査について



ご理解とご協力をお願いします

共済組合では、現在被扶養者として認定されている方の扶養の状況や収入などが、引き続き被扶養者の認定基準に該当しているか、資格確認調査を順次実施しています。

7月1日基準日の調査対象被扶養者がいる組合員の方には、所属所経由で「被扶養者調査回答・申告書」を6月末にお送りしますので、必要書類を添えて共済組合担当課へ提出していただきますようお願いします。



被扶養者の認定基準である収入(所得)額は、年額130万円未満(障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円未満)、給与収入の場合は月額108,334円未満(60歳以上等は15万円未満)となります。

収入額の確認に必要な書類

- * 所得証明書など収入額の詳細が確認できる書類。
- * 提出できるよう各書類の保管をお願いします。

- 給与収入がある……………給与支払等証明書(共済組合所定の用紙)、雇用契約書など
- 年金受給がある……………最新の支給額が確認できる年金決定または改定通知書の写しなど
- 事業・農業・不動産等収入がある(注1) ……最新の確定申告書・収支内訳書の写しなど

(注1) 事業所得では収入判断の際、必要経費として認める経費を控除した金額が所得額となります。(下表参照) なお、記載のない経費については所属所等と協議の上、認否を決定します。

1 一般事業用

認める経費	認めない経費
売上原価(仕入)	減価償却費
給料・賃金	貸倒金
光熱給水費	借入金利子
修繕費	租税公課
消耗品費	損害保険料
地代家賃*	旅費・交通費
	通信費
	接待交際費
	福利厚生費
	広告宣伝費
	運搬費

* 地代家賃は家計消費分と事業所分とが明確に区分されている場合(店舗と自宅が別)のみ認める。

2 農業収入用

認める経費		認めない経費
小作料・賃借料	農業衛生費	減価償却費
種苗費	諸材料費	利子割引料
素畜費	修繕費	租税公課
肥料費	動力光熱費	農業共済掛金
飼料費	土地改良費	
農具費		



被扶養者の取消が必要な方について

認定基準収入額を超える場合や就職などで健康保険に加入したときなどは、被扶養者の取消手続きが必要となります。

- * 就職などで他の健康保険に加入したとき^(注2)
- * 結婚などで他の方の被扶養者になったとき
- * 認定基準収入額を超える年金額を受給するとき
- * 認定基準収入額を超える営業収入や農業収入があるとき
- * 恒常的な収入が認定基準収入額を超えるとき
- * 雇用保険の受給を開始したとき



失業給付の日額が3,612円以上の給付を受けることとなったとき(認定基準収入額が180万円未満の方の場合は、年金と失業給付などの合算額が日額5,000円以上となったとき)

など

(注2)

平成28年10月1日から健康保険の適用が拡大されたことにより、年収130万円未満の方であっても、健康保険制度に加入している場合があります。

パートや臨時職員等として就労している被扶養者がいる組合員の方は、今一度、被扶養者の方が就労先の健康保険制度に加入されていないかの確認をお願いします。

また、健康保険制度に加入したが、何らかの事情により、短期間で健康保険制度を脱退される(されている)場合も被扶養者認定取消の手続きを忘れずに行ってください。

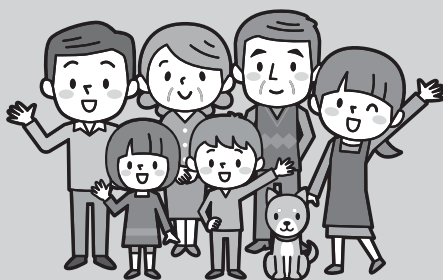
手続きが遅れてしまった場合、取消はさかのぼって行われますが、再認定は、申請のあった日からの認定となり、被扶養配偶者について国民年金制度未加入期間が発生する場合がありますのでご注意ください。

●被扶養者の取消申告が遅れた場合

被扶養者の資格をさかのぼって取り消すこととなります。

もし、取消日以降に医療機関等で受診していた場合には、共済組合で負担した金額を全額返還していただきます。(総医療費の7割分、高額療養費など)

このような事態を避けるためにも、日ごろから被扶養者の所得等の把握について十分にご注意ください。



お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

公的年金制度のしくみ



現在の公的年金制度は、昭和61年4月からスタートした国民年金(基礎年金)制度がもとになっています。この制度により20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金(基礎年金)に加入することになりました。

国民年金の種別が設けられました。

第1号被保険者…… 自営業者や学生

第2号被保険者…… 会社員や公務員(国家公務員・地方公務員・私立学校の教職員等)

第3号被保険者…… 第2号被保険者の被扶養配偶者

また、会社員や公務員等は上乘せの年金となる被用者年金制度(厚生年金・共済年金)にも加入することになりました。

厚生年金…… 会社員

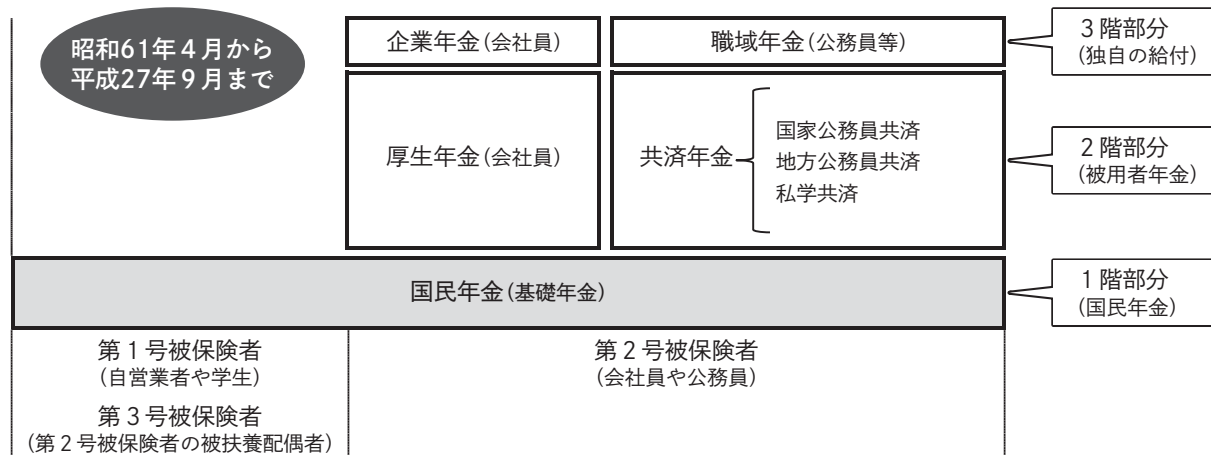
共済年金…… 国家公務員・地方公務員・私立学校の教職員等

さらに独自の給付として企業年金や職域年金が設けられました。

企業年金…… 会社員

職域年金…… 公務員等





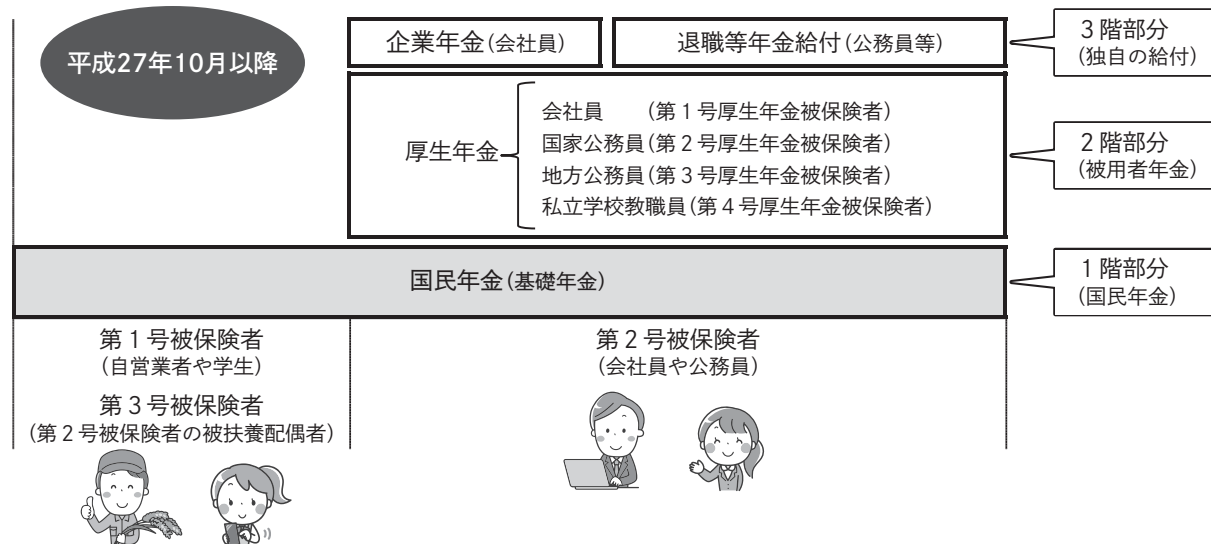
年金制度の安定性を高めるとともに、会社員や公務員それぞれの制度の公平性を確保するため、平成27年10月から被用者年金(2階部分)が一元化されました。

これにより、現在の公的年金制度は、全国民を対象とした「国民年金」と会社員や公務員、私立学校の教職員等を対象とした「厚生年金」の2種類になりました。

被用者年金の一元化により厚生年金の被保険者の種別が新設されました。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 第1号厚生年金被保険者…… 会社員 | 第3号厚生年金被保険者…… 地方公務員 |
| 第2号厚生年金被保険者…… 国家公務員 | 第4号厚生年金被保険者…… 私立学校教職員 |

また、公務員独自の給付として設けられていた職域年金は平成27年10月以降は廃止され、企業年金に相当する給付として「退職等年金給付」が設けられました。



- 国民年金……………すべての国民を加入対象として全国民共通の基礎年金として支給されます。
 厚生年金……………給与に比例した年金を基礎年金に上乗せする形で支給されます。

※退職等年金給付について

共済年金の職域年金廃止後の新たな年金として平成27年10月から「退職等年金給付」が創設されました。

「退職等年金給付」は平成27年10月以降の組合員期間がある場合に支給されますが、平成27年9月以前の組合員期間がある場合は、「経過の職域加算額」が加算されて支給されます。

お問い合わせ 年金課 年金担当 TEL 026-217-5607

特定健康診査・特定保健指導 賢く活用しましょう

Step1 特定健康診査 まずは受診を!

特定健康診査は、40歳以上75歳未満の組合員およびその被扶養者を対象に、生活習慣病の予防と健康の維持を目的とした健診です。

組合員のみなさんは

職場の健康診断や人間ドックを受診し、共済組合がその結果データを受領することで、特定健康診査を受診したことになります。

被扶養者のみなさんは

下記、いずれかの方法により特定健康診査を受診してください。

- 共済組合が委託する医療機関で受診
- 人間ドックと一緒に受診
- 市町村の住民健診で受診
- パート先等で健康診断を受診



詳しくは、5月上旬に送付しました「特定健康診査、特定保健指導のご案内」をご参照ください。また、その際に特定健康診査受診券も同封しておりますので、ご確認ください。

Step2 特定保健指導 はじめの一歩から!

特定保健指導は、特定健康診査を受診した結果により、メタボリックシンドロームのリスクが出はじめた方あるいはそのリスクが高い方を対象として、生活習慣を改善するための行動目標の設定および実践を通じ、自身の健康に関するセルフケアができるようになることを目的としています。

利用方法は?

対象者の方には、共済組合からご自宅に特定保健指導利用券を送付します。

どこで利用できる?

共済組合が委託する実施機関においてご予約のうえ、それぞれ利用することができます。

費用は?

特定保健指導利用券を実施機関に提出することにより、無料で利用することができます。

※詳細は対象者の方へ送付します「特定保健指導のご案内」をご確認ください。

健康応援 セミナー について

共済組合では、委託した保健指導機関(長野県健康づくり事業団)がみなさんの勤務先所属所に出向き、みなさんが職場で特定保健指導を利用できるよう、健康応援セミナーを実施しています。

実施する場合には所属所からの事前申請が必要となりますので、ご希望の方は勤務先の共済組合担当課へご相談ください。



お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

第2期 データヘルス計画を策定しました

平成25年6月14日に「日本再興戦略」が閣議決定され、医療保険者は、レセプト等のデータの分析や分析結果に基づき、加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」を作成・公表、事業実施、評価等をする必要があるとの方針が示されました。

共済組合では、平成27年度に「短期給付財政安定化計画[データヘルス計画:第1期]」(平成27年度～29年度)を作成し、計画に基づく保健事業を実施してきました。

第2期データヘルス計画(平成30年度～35年度)は、組合員および被扶養者の健康保持増進および医療費の適正化を図るため、特定健康診査の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して組合員および被扶養者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対して、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するための保健事業の実施計画です。

データヘルス計画 策定にあたっての 方針



以下の基本方針に基づき、データヘルス計画を策定しました。

- 共済組合の特色、特徴を踏まえた保健事業を計画する。
- 特定健診等の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、共済組合の健康課題を明確にする。
- PDCAサイクルに基づく効果的かつ効率的な保健事業を実施するための実施計画を策定する。
- 所属所毎の健康課題を把握し、所属所と連携したコラボヘルス推進のための計画を策定する。

第2期データヘルス計画の詳細につきましては、共済組合ホームページをご覧ください。

<http://www.nagano-kyosai.jp/>

長野県市町村職員共済組合

検索



お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

ジェネリック医薬品の使用割合・切替差額通知送付による削減効果

平成29年におけるジェネリック医薬品の使用割合・切替差額通知送付による削減効果についてお知らせします。

共済組合においては、「ジェネリック医薬品切替差額通知を実施して、使用促進の啓発に努め、ジェネリック医薬品の使用割合70%を目指す」とし、取り組み進めてまいりました。医療費の増加を抑制する対策の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進に引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

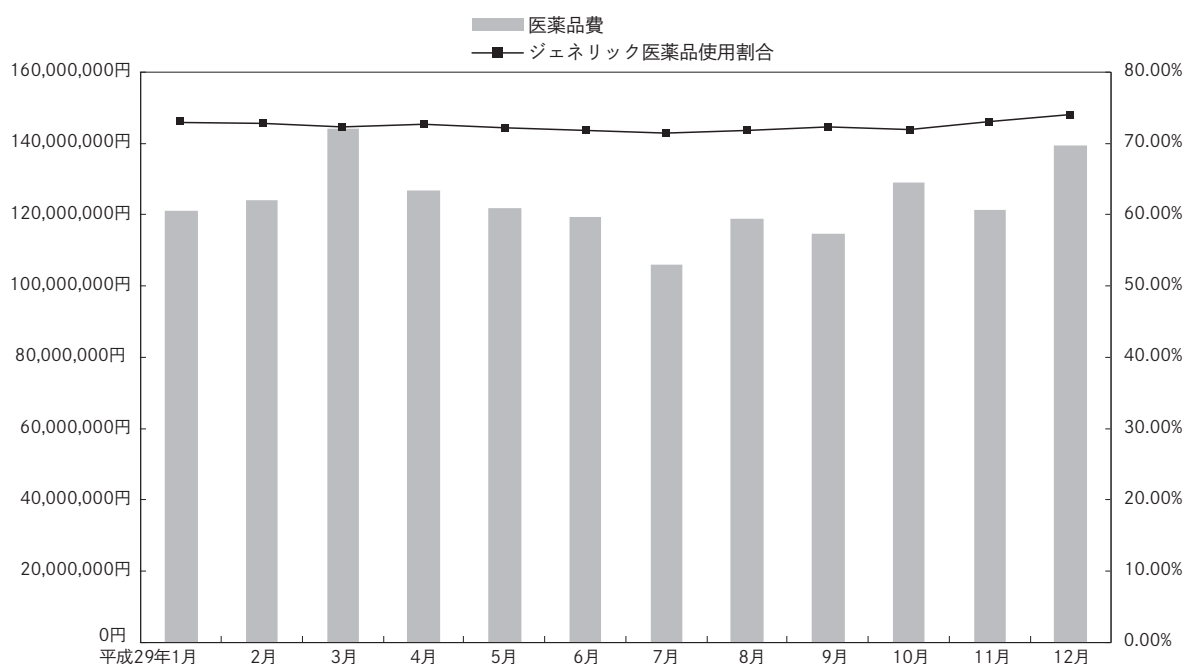


1 ジェネリック医薬品の使用割合

平成29年1月～12月診療分の医薬品費のうち、ジェネリック医薬品が占める割合の推移についてお知らせします。

		平成29年1月	2月	3月	4月	5月	6月
医薬品費	件数(件)	14,669	14,589	15,912	13,926	14,258	13,516
	医薬品費総額(円)	121,155,180	124,028,520	144,264,580	126,803,170	121,803,960	119,401,150
ジェネリック医薬品	件数(件)	10,027	9,958	10,551	9,140	9,158	8,799
	使用割合(%)	72.99	72.82	72.31	72.69	72.14	71.80

		7月	8月	9月	10月	11月	12月
医薬品費	件数(件)	12,475	12,768	13,561	13,800	13,430	15,176
	医薬品費総額(円)	106,123,610	118,779,990	114,555,210	129,044,110	121,240,350	139,387,440
ジェネリック医薬品	件数(件)	8,078	8,328	9,141	9,600	9,357	10,517
	使用割合(%)	71.41	71.83	72.30	71.91	73.09	74.11





2 ジェネリック医薬品切替差額通知の送付による削減効果

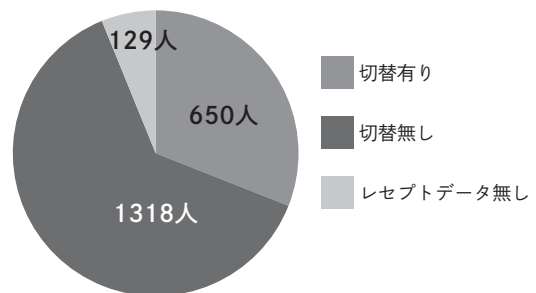
「ジェネリック医薬品切替差額通知」は、ジェネリック医薬品へ切り替えたことにより、どのくらい医療費が削減されるかをお知らせするための通知で、平成28年1月～12月診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」は、平成28年7月、11月および平成29年3月に対象者へ送付しています。

平成28年診療分の送付対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服用している20歳以上の組合員およびその被扶養者で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が300円以上見込まれる方を対象に送付しています。

◆ 切替人数の割合

右の円グラフは、平成28年診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」を送付された対象者のうち、平成29年1月～12月中に新たにジェネリック医薬品の使用が確認できた人数の割合です。

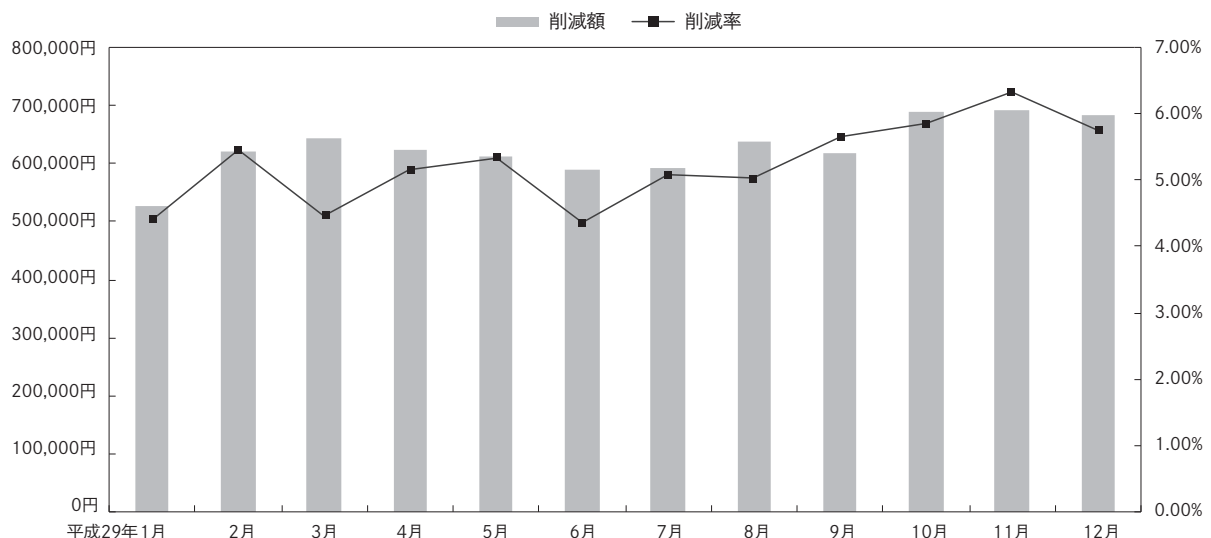


◆ 削減効果

下のグラフは、平成28年診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」を送付された対象者が、平成29年1月～12月にジェネリック医薬品に切り替えたことによる薬剤費の削減効果を示したもので、1年間で約753万円が削減されました。

※削減額の定義：「切り替えたジェネリックの薬剤費」と「切り替えたジェネリックが先発品だった場合の薬剤費」の差額

	平成29年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
削減額(円)	527,063	621,503	643,866	623,387	612,695	588,935	593,221	638,699	618,888	688,417	693,128	683,026	7,532,828
削減率(%)	4.42	5.45	4.47	5.15	5.33	4.36	5.09	5.03	5.66	5.85	6.34	5.74	5.20



お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

●●平成30年4月から●●

（短期給付にかかる制度改革が行われます）

医療保険制度にかかる改正に伴い、短期給付についても平成30年4月から、下記の通りの制度改革が行われます。

1 入院時の食事療養標準負担額が変更となります

組合員や被扶養者が入院中に食事の提供を受けるときは食事療養負担額を支払い、残りは共済組合が負担しています。平成28年4月以降、入院と在宅療養の公平を図る観点から、食事療養負担額は段階的に引き上げられており、平成30年4月からは460円となります。

●平成30年3月31日まで

所得区分	食費（1食当たり）
一般	360円



●平成30年4月1日から

所得区分	食費（1食当たり）
一般	460円

(注) 保険医療機関の施設基準等により、420円となる場合があります。また、指定難病患者は260円です。

2 入院時の生活療養標準負担額の一部が変更となります

医療の必要性の高い65歳以上75歳未満の組合員や被扶養者が療養病床に入院した場合に生活療養（食事療養並びに温度、照明、給水に関する適切な療養環境の形成）を受けるときは食費、居住費の一部（生活療養標準負担額）を支払い、残りは共済組合が負担しています。平成29年10月以降、入院と在宅療養の公平を図る観点から、生活療養標準負担額は段階的に引き上げられており、居住費については平成30年4月から370円となります。



●平成30年3月31日まで

所得区分	居住費（1日当たり）
一般	200円
低所得者	200円



●平成30年4月1日から

所得区分	居住費（1日当たり）
一般	370円
低所得者	370円

(注) 老齢福祉年金受給者や指定難病患者は、居住費について負担はありません。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

みなさんの医療費は!?

医療費統計 vol.46 医療費の動向について

今回は、平成29年10月～12月診療分(平成29年12月～平成30年2月共済組合処理)の診療報酬明細書をもとに、診療区分別医療費総額を集計しましたのでお知らせします。

組合員の医療費総額は、約9億3,730万円、前年同時期比約9.41%(約8,060万円)増となりました。また、被扶養者の医療費総額は、約8億4,590万円、前年同時期比約7.65%(約7,002万円)減となりました。

組合員の「入院」に係る医療費が増加傾向にあります。早期発見・早期治療を心がけ重症化する前に適切な診療を受けましょう。

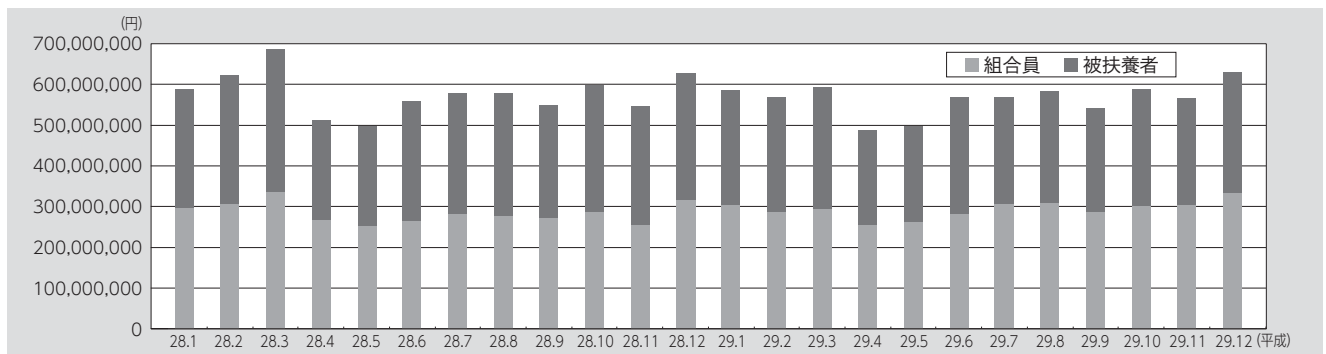
また、医科診療については、医療費総額の上位疾病を集計しました。昨年同様「喘息」が第一位となり、生活習慣病である高血圧(症)が続く結果となりました。

1 診療区分別 医療費総額

(単位:円、日、%)

区分	平成29年10～12月診療分			平成28年10～12月診療分			前年対比			
	医療費総額	1人当たり医療費	1件当たり日数	医療費総額	1人当たり医療費	1件当たり日数	医療費総額	1人当たり医療費	1件当たり日数	
組合員	診療区分 計	937,295,420	34,700	1.37	856,690,430	31,926	1.37	109.41	108.69	100.00
	医科 計	620,820,210	22,983	1.42	556,329,880	20,733	1.41	111.59	110.85	100.71
	医科・入院	239,873,250	8,880	7.96	173,511,720	6,466	8.17	138.25	137.33	97.43
	医科・入院外	380,946,960	14,103	1.33	382,818,160	14,266	1.33	99.51	98.86	100.00
	歯科 計	109,774,350	4,064	1.65	108,543,380	4,045	1.70	101.13	100.47	97.06
	歯科・入院	4,086,000	151	4.53	2,670,300	100	4.30	153.02	151.00	105.35
	歯科・入院外	105,688,350	3,913	1.65	105,873,080	3,946	1.70	99.83	99.16	97.06
調剤	206,700,860	7,652	1.15	191,817,170	7,148	1.16	107.76	107.05	99.14	
被扶養者	診療区分 計	845,904,460	34,412	1.43	915,929,380	36,632	1.46	92.35	93.94	97.95
	医科 計	592,955,540	24,122	1.54	674,467,960	26,975	1.56	87.91	89.42	98.72
	医科・入院	256,832,120	10,448	10.64	299,991,460	11,998	10.09	85.61	87.08	105.45
	医科・入院外	336,123,420	13,674	1.40	374,476,500	14,977	1.41	89.76	91.30	99.29
	歯科 計	69,977,880	2,847	1.48	74,625,440	2,985	1.56	93.77	95.38	94.87
	歯科・入院	1,200,400	49	1.89	2,253,930	90	3.70	53.26	54.44	51.08
	歯科・入院外	68,777,480	2,798	1.48	72,371,510	2,894	1.56	95.03	96.68	94.87
調剤	182,971,040	7,443	1.22	166,835,980	6,673	1.23	109.67	111.54	99.19	

● 医療費の推移



2 医療費総額の上位疾病

(単位:人、円)

平成29年10～12月診療分				平成28年10～12月診療分			
順位	疾病名	人数	医療費総額	順位	疾病名	人数	医療費総額
1	喘息	5,891	48,275,750	1	喘息	6,348	54,973,870
2	高血圧(症)	6,845	47,777,770	2	高血圧(症)	6,967	51,505,130
3	急性気管支炎	6,257	36,630,620	3	急性気管支炎	7,106	39,474,660
4	慢性腎不全	244	34,122,560	4	慢性腎不全	237	38,058,790
5	アレルギー性鼻炎<鼻アレルギー>	9,447	30,509,390	5	アレルギー性鼻炎<鼻アレルギー>	9,544	29,945,860
6	うつ病	2,477	30,115,710	6	うつ病	2,512	29,107,470
7	リポ蛋白代謝障害およびその他の脂(質)血症	6,662	26,746,760	7	リポ蛋白代謝障害およびその他の脂(質)血症	6,717	27,866,450
8	乳房の悪性新生物	323	26,283,790	8	多部位および部位不明の急性上気道感染症	5,284	16,784,110
9	その他表皮肥厚	3,527	16,932,450	9	スフィンドリド代謝障害およびその他の脂質蓄積障害	6	15,761,150
10	多部位および部位不明の急性上気道感染症	4,516	15,043,150	10	統合失調症	615	15,572,310

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

3つの

ヒケツでかんたん健康食生活



食べ過ぎや欠食などの乱れた食生活は、高血圧や糖尿病、それらが悪化して起こる心臓病や脳卒中などの生活習慣病につながります。いつまでも健康な体を維持するために、正しい食生活を身につけましょう！



ヒケツ

1

朝ごはんから始めよう

体内時計を整え、1日を元気に始めるために欠かせない朝食。血圧や血中脂質の安定、便秘の予防・解消、仕事や学業の能率アップなど、嬉しい作用が期待できます。

まずはここから

夜ごはんは早めに



早めに夕食をとれば、翌朝自然とおなかがすきます。

早く起きる



まずは一週間！ほんの少し早起きにトライを。



日中活動する

日中を活動的に過ごすと、自然と眠りにつきやすくなります。



必ず炭水化物とたんぱく質を

炭水化物とたんぱく質で体内時計をリセット。野菜も組み合わせれば、さらにバランスアップ。

ヒケツ

2

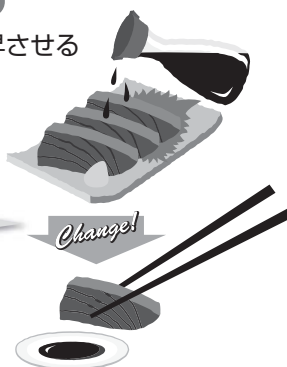
食塩、脂質、甘い物のとり過ぎ注意！

知らず知らずのうちにとり過ぎてしまいがちな食塩、脂質、甘い物。上手に減らすためのコツを知っておきましょう。ちりも積もれば山となります。

食塩を減らすコツ

食塩のとり過ぎは、血圧を上昇させる大きな要因です。

調味料はかけないで、つける



こんなことも

- 麺類の汁は残す
- 青じそや三つ葉などの香味野菜、唐辛子やカレー粉などの香辛料を利かせる
- レモンなどの柑橘類や酢の酸味を利用する
- だしの旨みを活かす



脂質を減らすコツ

脂質をとり過ぎるとエネルギーオーバーになり、肥満の他、さまざまな生活習慣病を招きます。

食材選びでエネルギーダウン



マヨネーズ

Change!



ノンオイルドレッシング



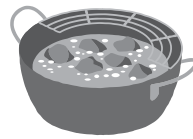
豚ロース肉

Change!



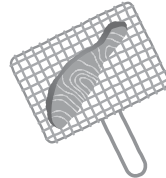
牛もも肉

調理法でエネルギーダウン



揚げる

Change!



焼く



炒める



蒸す



ゆでる

甘い物を減らすコツ

甘い物のとり過ぎは、エネルギーのとり過ぎに直結!



何となく食べてしまわないように、お菓子を買って置きしない



飲み物は無糖のお茶などをメインに。炭酸飲料が飲みたいときは炭酸水を選ぼう

こんなことも

- 間食は果物やナッツを
- 食品に含まれる砂糖の量を意識する



3 野菜をたくさん食べよう

野菜にはビタミンやミネラル、食物繊維などが豊富に含まれています。生活習慣病を予防し、健やかに毎日を過ごすために、野菜をたっぷり食べましょう。

野菜不足改善のためのひと工夫

食事には野菜を「ちよい足し」!



プラス



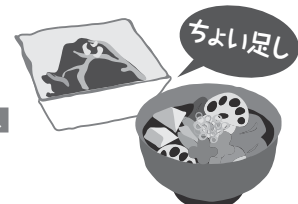
ちよい足し

● カレーには

スープやサラダなど



プラス



ちよい足し

● 丼ものには

野菜の小鉢やけんちん汁など



プラス



ちよい足し

● おにぎりには

サラダやお惣菜など



プラス



ちよい足し

● カップ麺には

カット野菜など



style
No.01

朝が好きになる街で
大自然と芸術文化にふれよう。

安曇野市

アルプスの山麓に広がる、のどかな田園の町「安曇野」。日本の原風景といわれるその景観は、四季折々に美しい姿を見せ、人々に癒しと安らぎを与えてくれます。そんな自然の魅力あふれる安曇野の歴史・文化、レクリエーションなど、おすすめ観光スポットをご紹介します。

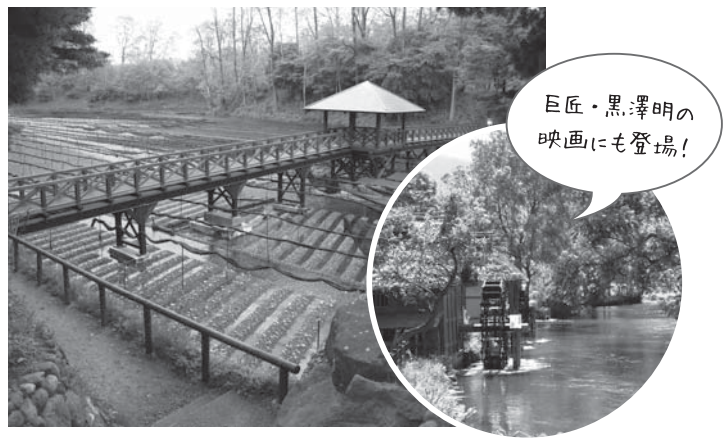
安曇野市データ(平成30年3月1日現在)

- 面積 331.78平方キロメートル
- 人口 98,110人
- 世帯数 39,400世帯

日本一の絶景、鮮やかな緑色のわさび田

◎ 大王わさび農場

15万ヘクタールにもおよぶ、世界最大のわさび農場。ここで栽培されたわさびを使った「わさびソフトクリーム」や「わさびコロッケ」など豊富なわさびグルメが人気。工房ではわさび漬体験ができます。情緒あふれる水車小屋やのどかな遊歩道など、安曇野の原風景を眺めながら、ゆっくりとした時を過ごすことができます。



電 0263-82-2118 住 長野県安曇野市穂高3640
時 9:00～17:20 (3月～10月) 9:00～16:30 (11月～2月)
休 年中無休 料 無料

わたしの町の **信濃めしなの** めたうまい!!

安曇野林檎ナポリタン



安曇野の特産のりんごを使ったご当地ナポリタン。お店によってりんごの使い方は様々で、違った味を楽しめます。

わさび



安曇野市では豊富な湧水と冷涼な気候を生かして、約100年前からわさびが栽培され、その生産量は日本一を誇ります。

信州サーモン



安曇野市にある長野県水産試験場で開発されたニジマス×ブラウントラウトの交配種。肉厚できめが細かく、色鮮やかな身が人気です。

厳かな雰囲気漂うパワースポット

◎ 穂高神社

安曇族の祖神を祀る神社。交通安全祈願にご利益があると有名で、境内にある樹齢500年を超える杉の木はパワースポットとしても人気です。また、ステンレス製の珍しい道祖神を見ることができます。



電 0263-82-2003

住 長野県安曇野市穂高6079

色とりどりの花菖蒲が咲き誇る

◎ あやめ公園・龍門淵公園

北アルプスを背景に美しい花菖蒲が楽しめる公園。初夏には「信州安曇野あやめまつり」が開催され、毎年多くの人で賑わいます。期間中は週末を中心に様々なイベントもおこなわれます。



電 0263-82-9363 (安曇野市観光情報センター)

住 長野県安曇野市明科中川手 2930 見頃 6月中下旬



東洋のロダンと名高い碌山の作品に出会う

◎ 碌山美術館

日本近代彫刻の扉を開いた荻原守衛(碌山)の美術館。重要文化財「女」や荻原と関係の深い高村光太郎、中原悌二郎らの作品なども鑑賞できます。教会のような建物は、夏はツタの葉で覆われ、春は桜、秋には紅葉、冬は雪化粧と四季折々で美しい姿を見せます。

電 0263-82-2094 住 長野県安曇野市穂高5095-1

時 9:00～17:10 (3月～10月) 入館は閉館時間の30分前まで

休 5月～10月は無休 料 大人700円(団体600円)、高校生300円(団体250円)、小中学生150円(団体100円) 団体:20人以上

安曇野市 ピックアップ

幸せを呼ぶ路肩の神様「道祖神」

「子孫繁栄」や「五穀豊穡」などを祈願してつくられた道祖神。安曇野市内には、約600体のバラエティ豊かな道祖神が大切に祀られています。観光情報センターでは「道祖神巡りマップ」を配付しているのでレンタサイクルでまわったり、観光の道すがら探してみるのもいいかもしれません。



Nagano style × インタビュー

「安曇野市の魅力 この人に聞きました」

私と信州安曇野
ハーフマラソンを
走りましょう!!

安曇野市役所 総務部
人権男女共同参画課
山本 早織さん



田園風景を満喫できるサイクリングロード

安曇野市のおすすめポイントは「^{じっかせぎ}拾ヶ堰じてんしゃひろば」です。拾ヶ堰は奈良井川から取水し、烏川に合流する1816年に開削された歴史ある農業用水路です。平成28年に世界かんがい施設遺産に登録されました。拾ヶ堰に沿ってあづみ野やまびこ自転車道が整備されており、サイクリングやランニングにお勧めです。6月3日開催の第4回信州安曇野ハーフマラソンのコースにもなっていますので、ぜひ眺めを楽しみながら走ってほしいです。





被扶養者認定講座

被扶養配偶者の国民年金について

国民年金加入者のうち、共済組合(厚生年金保険の被保険者)に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の被扶養配偶者(年収が130万円未満等で被扶養者認定されている方)を第3号被保険者といいます。

国民年金の保険料は、加入者全体で負担するという考え方を基本としていますので、厚生年金の被保険者(第2号被保険者)とその被扶養配偶者(第3号被保険者)の保険料は、掛金・負担金の中から一括して、基礎年金拠出金として国民年金に支払われます。そのため、個別に保険料を負担する必要はありません。

国民年金の被保険者の種別

種別	対象となる方	保険料
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の方であって、次の第2号および第3号被保険者に該当しないもの	自身で保険料を納める
第2号被保険者	65歳未満の厚生年金保険の被保険者	加入している年金制度から納める
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者	第2号被保険者が加入している年金制度から納める

*組合員が65歳になると老齢基礎年金の受給権を有することから国民年金の被保険者に該当しなくなるため、第2号被保険者であった組合員の被扶養配偶者は第3号被保険者としての資格がなくなり、国民年金第1号被保険者への加入手続きが必要となります。

国民年金第3号被保険者の届出について

被扶養者認定時に被扶養者申告書(認定)の書類と一緒に「国民年金第3号被保険者関係届(該当)」の提出をしていただきます。

なお、収入増加等により、被扶養者の認定が取消となる場合には、国民年金第3号被保険者に該当しなくなるため、被扶養者申告書(取消)の書類と一緒に「国民年金第3号被保険者関係届(非該当)」の提出をしていただきます。ただし、就職等により厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者)となる場合には、不要です。



～国民年金第3号被保険者の届書の様式変更等～

個人番号を利用する事務の実施に当たり、平成30年3月5日から国民年金第3号被保険者に係る事務取扱が変更となりました。

このことにより、「国民年金第3号被保険者関係届」および「国民年金第3号被保険者住所変更届」の様式も変更となっています。

なお、住所変更においては、日本年金機構が定期的に住民票の移動情報を取得するため、届書の提出は原則として不要です。ただし、個人番号を保有していない場合または日本年金機構から送付される通知等を住民票の住所とは別の居所に送付することを希望する場合には、「国民年金第3号被保険者住所変更届」の提出が必要です。

氏名変更、生年月日変更、性別変更および死亡喪失についても届書の提出は原則として不要ですが、個人番号を保有していない場合には「国民年金第3号被保険者関係届」の提出が必要です。

また、当面の間、届書には、個人番号の記入や個人番号が記載された書類の添付はせずに提出をしてください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

歯科健康診査を受診しましょう!



(個人検診期間は6月1日から12月31日までです。)

共済組合では、組合員および被扶養者の歯科の健康と保持増進のため、歯科健康診査に係る費用助成を行っています。

平成28年度の医療費に係る統計では、組合員および被扶養者の総受診件数の約2割の72,000件余が虫歯、歯周病、その他の歯の障害等の受診で、総医療費の12.22%の7億4千万円余が歯科疾患に係る医療費となっています。

歯科疾患の影響は口腔内にとどまらず、全身疾患のリスク因子につながる可能性も示唆されていますので、早めの発見、治療に向け1年に1度歯科健康診査を受診しましょう。

歯科健康診査料助成(個人検診)の流れ

○事前に、**検診を受ける日時を予約**してください。

*検診機関は、**長野県歯科医師会に所属する歯科診療所**となります。

*長野県歯科医師会に所属する歯科診療所は、共済組合ホームページ「最新情報」で確認願います。(http://www.nagano-kyosai.jp/)

○検診日には、**組合員証(組合員被扶養者証等)と歯科健康診査票**を持参してください。

*歯科健康診査票(4枚複写)は、所属所の共済組合担当課に用意してあります。

○検診料金2,500円の70%を共済組合が助成しますので、検診日当日には、750円を窓口でお支払ください。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

あなたの組合員証は損傷していませんか

共済組合の組合員証が紙様式からカード様式に変更してから10年以上経過したことにより、組合員証が損傷し、医療機関を受診の際に、組合員証記号・番号が読み取れないなどのトラブルが発生している事例があります。お手元の「組合員証」や被扶養者となっている家族の「組合員被扶養者証」を確認いただき、損傷している場合は、再交付の申請をお願いします。

「組合員証等再交付申請書」は共済組合ホームページ各種給付申請様式にありますので、必要事項を記入し、損傷した組合員証等を添えて、所属所の共済組合担当課へ提出してください。

なお、組合員証等を亡失してしまった場合には、今一度お心当たりを探していただき、見当たらない場合には、「組合員証等再交付申請書」を提出してください。



また、再交付後に亡失した組合員証等が発見された場合には、速やかに再交付前の組合員証等を返納していただきますようお願いいたします。

組合員証等の交付中は、組合員の自己責任において管理していただき、共済組合では、紛失等による責任は一切負いかねますので、盗難などに遭わないよう注意してください。

再交付の事例

申請事由	状況	留意事項
損傷	印字の一部がすれて読み取れない 証の一部が欠けてしまった 組合員証のビニール部分が剥げてきた	申請のときに、損傷した組合員証等を一緒に提出してください。
亡失	保管場所がない 保管場所を忘れてしまった 落としてしまった 誤って破棄してしまった 火災にあってしまった	再交付後に発見されたときは、再交付前の証を返納してください。落としてしまったまたは盗難の場合は、警察に届出をしてください。
盗難	組合員証を入れていた財布を盗まれた	

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

平成30年度医療費通知について ～ 医療費通知を活用した 医療費控除申告 ～

平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告の際に、医療費の明細書として保険者が発行する医療費通知を活用できることとされたことに伴い、平成30年度中に発行する医療費通知は、右記のとおり確定申告用医療費通知といたします。



発行回数…年1回

発行時期…1月下旬ごろ予定

- 記載項目…①組合員(またはその被扶養者)の氏名
②診療を受けた年月(1月～10月診療分)*
③診療を受けた方の氏名
④診療を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤組合員またはその被扶養者が支払った医療費の額
⑥保険者の名称

*11、12月診療分については、申告者本人が「医療費の明細書」を作成いただくこととなります。

お問い合わせ

医療福祉課

医療担当

TEL 026-217-5651

貸付事業のご案内

1. 貸付時期の改正

現在貸付を行うにあたり、貸付の種類に応じて、貸付できる時期を定めていたところですが、災害貸付以外の貸付については貸付時期を定めないこととしました。

このため、平成30年度からは貸付事由の支払期日(納期)が貸付日以後であれば、いつでも貸付を行うことができます。



2. 平成30年度の貸付スケジュール

貸付月	送金予定日	申込締切日
6月	29日(金)	5月31日(木)
7月	31日(火)	6月29日(金)
8月	31日(金)	7月31日(火)
9月	28日(金)	8月31日(金)
10月	31日(水)	9月28日(金)
11月	30日(金)	10月31日(水)
12月	27日(木)	11月30日(金)
1月	31日(木)	12月28日(金)
2月	28日(木)	1月31日(木)
3月	28日(木)	2月28日(木)

お問い合わせ

医療福祉課

福祉担当

TEL 026-217-5698

共済組合事務担当主管課長 説明会を開催

平成30年3月22日(木)長野市の長野県自治会館において、共済組合事務担当主管課長説明会を開催しました。

県下の市町村等(所属所)から60名のご出席をいただきました。

説明会の内容は右記のとおりです。

平成30年度事業計画等について

予算基本方針

- ・基本事項等
- ・業務経理等
- ・長期給付事業
- ・短期給付事業
- ・保健事業
- ・貸付事業
- ・物資事業



お問い合わせ

総務課

庶務・企画調整担当

TEL 026-217-5600

頭の体操をしましょう!

図書カード

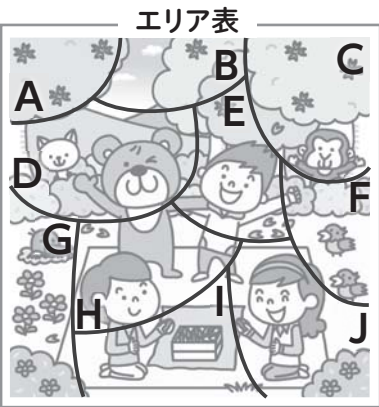


ご応募いただいた正解者の中から抽選で5名の方に記念品を進呈します。

Q 下の2枚のイラストは同じように見えますが、違う所が5つあります。間違いのあるエリアはA~Jのどこでしょう? すべて答えてください。ただし、色ムラは間違いに含めません。



どこが違うか探してみよう!



応募について
ハガキまたはEメールでご応募ください。
(おひとり様1通まで)

Eメール soumu@nagano-kyosai.jp

応募締切 5月28日(月)当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life7月号」に掲載いたします。
なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業および広報活動に活かさせていただきます。
抽選の結果は記念品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

- ① 解答
- ② 氏名
- ③ 所属所(勤務先)
- ④ 組合員証記号番号
- ⑤ 共済だより5月号のご感想・ご意見やご要望など

郵便はがき
380-8586
長野市権堂町2201番地
権堂イーストプラザND
長野県市町村職員共済組合
総務課

1月号の
解答

オ	ト	シ	ダ	マ	フ	ジ
セ	ン	ロ	フ	エ	リ	ー
チ	カ	カ	ユ		ソ	
	ツ	ミ	レ		ロ	デ
ス		カ	イ	ホ	ウ	ワ
ゴ	リ	ン		ツ		ブ
ロ			コ	ト	ワ	ザ
ク	ス	ダ	マ		タ	ン

キーワード
ホリゴタツ

133名の方にご応募いただき、ありがとうございました。
正解者132名のうち、5名の方に記念品をお送りいたしました。

※個人情報の取扱いについて
ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、賞品の抽選および発送として活用する目的以外に使用することはありません。



ライフサポート年金のご案内

年に一度の推進期間が始まります!

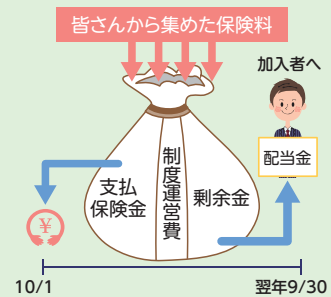
5月15日(火) ~ 6月20日(水)

各所属所に引受会社の推進担当者がお伺いいたします。
 ライフサポート年金の詳しい説明やご加入内容をお話できる年に一度の機会ですので、
 お見逃しのないようお願いいたします。
 推進期間中にご加入・ご変更された方は平成30年10月1日より保障が開始します。

ライフサポート年金のしくみ

- 『ライフサポート年金』は、
 一人一人のご加入によって支えられています -

- ★組合員同士の保険料で成り立っている助け合いの制度です。
- ★長野県の市町村職員(組合員)のための独自の福利厚生制度です。
- ★1年毎に生じた剰余金は、配当金としてお支払いしています。



*ライフサポート年金は、1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(但し、退職後継続プラン、重病克服支援プランについては配当金はありません。)*制度内容詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-18-LF-002645

平成30年1月から
 共済組合の貸付利率が

年2.66% ➡ 年1.26%

へと引下げられました!!!

共済組合の貸付事業の利率等が見直しされ、退職等年金給付の基準利率に応じて組合員貸付利率が定められることとなりました。(変動金利)

平成30年5月現在の利率は右記のとおりです。
 低利な共済組合貸付事業をご利用ください。

貸付種類	利率(年)
普通・住宅・特別貸付	1.26 %
災害貸付	0.93 %
在宅介護対応住宅貸付	1.00 %